大阪府条例第二十六号

大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を改正する条例

(大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部改正)

八 電気の需要の最適化 電気の供給量の変大・七 (略) | 二に規定する脱炭素社会をいう。

一部を炊のように改正する。第一条 大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成十七年大阪府条例第百号)の

デすようと改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

牧正後	松 旧恒
条例大阪府気候変動対策の推進に関する	大阪府温暖化の防止等に関する条例
三十七条) 自動車の普及の促進 (第三十五条—第第六章 <u>二酸化炭素の排出の量がより少ない</u> 第一章—第五章 (略)目次	第一章—第五章 (略)目次
附則 第八章 雑則(第四十一条—第四十五条) 八条—第四十条) 第七章 気候変動対策に関する啓発等(第三十	附則第七章 雑則(第三十八条—第四十二条) 五条—第三十七条) 第六章 温暖化の防止に関する啓発等(第三十
各目的とする。 帝民の健康で豊かな生活の確保に資すること 都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の る施策の基本となる事項を定め、その施策を総 なにするとともに、気候変動対策の推進に関す 変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並び 理念を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた気 環境基本条例(平成六年大阪府条例第五号)の で既に生じていることに避み、大阪府 で既に生じていることに でした。 では、は、経済及び自然環境におい。 変動(以下「気候変動」という。)に超因する 第一条、この条例は、地球温暖化その他の気候の (目的)	確保に資することを目的とする。 て現在及び将来の府民の健康で豊かな生活のとにより、良好な都市環境の形成を図り、もっする発電設備について必要な事項を定めるこ慮、エネルギーの使用の抑制等に関する情報のもに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制産発生等及び府民の責務を明らかにするとと強温廢化及びヒートアイランド現象(以下「温第一条」この条例は、大阪府環境基本条例(平成(目的)
は自然環境の保全を図ることをいう。以下同活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又で、これによる被害の防止又は軽減その他生気候変動への適応(気候変動の影響に対応しる気候変動の緩和を図るための対策並びにの削減並びに吸収作用の保全及び強化によ」 「一気候変動対策」温室効果ガスの排出の遺第二条(略)	の温度が追加的に上昇する現象をいう。 ものの変化等により、地域的に地表及び大気費に伴う人工排熱の増加、地表面を被覆する二 とートアイランド現象 エネルギーの消第二条 (略) 第二条 (略)
五 脱炭素社会 地球温暖化対策法第二条の 三・四 (略) じ。)のための対策をいう。 は自然環境の体気を含さる。	川・ 日 (霍)

動に応じて、需要者が電気の需要を調節する ことをいう

(基本理念)

第二条の二(気候変動の影響は、既に顕在化して おり、今後さらに大きくなることが見込まれる ことから、この状況を気候危機と認識し、長期 的かつ世界的な視野をもって、環境の保全と経 済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、二千 五十年までの脱炭素社会の実現を旨として、府 民及び事業者をはじめとしたあらゆる主体が 連携し、地球環境の課題の解決及び包摂的かつ 強靭で持続可能な都市の実現を図るため、気候 変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気 の需要の最適化並びに建築物の環境配慮のた めの対策を推進しなければならない

(府の責務)

第三条 府は、前条に定める基本理念(以下「基 本理念」という。) にのっとり、 脱炭素社会の 実現に向けた気候変動対策に関する総合的か つ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する 責務を有する。

(盤)

- 3 府は、自らの事務及び事業について、気候変 動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の **需要の<u>最適化</u>のために必要な措置を講ずると** ともに、府が所有し、管理し、又は占有する建 築物について、建築物の環境配慮のために必要 な措置を講ずるものとする。
- 4 府は、事業者による<u>気候変動の緩和</u>及び<u>気候</u> 変動への適応並びに電気の需要の最適化に関 する取組の促進を図るため、第一項に規定する 施策に関する情報を提供するとともに、中小企 業者 (中小企業基本法 (昭和三十八年法律第百 五十四号) 第二条第一項各号に掲げるものをい う。)を含むあらゆる事業者がその事業活動に おいて脱炭素社会の実現に貢献するための支 援その他の措置を講ずるよう努めるものとす \mathcal{W}_{\circ}
- □ 府は、府民による気候変動の緩和及び気候変 動への適応並びに電気の需要の最適化に関す る取組の促進を図るため、第一項に規定する施 策に関する情報の提供その他の措置を講ずる よう努めるものとする。
- | 府は、事業者及び府民による建築物の環境配 慮に関する取組及び建築主等による建築物の 環境配慮に関する取組の促進を図るため、第一 頃に規定する施策に関する情報の提供その他 の措置を講ずるよう努めるものとする
- <u> 存は、二酸化炭素の排出の量がより少ない自</u> 動車であって規則で定めるもの(以下「電動車」 という。)の利用及び普及が促進されるための 環境の整備その他の措置を講ずるよう努める ものとする。

(事業者の直務) 第四条 事業者は、基本理念にのっとり、その事 | 第四条 事業者は、その事業活動を行うに際して

1—+1 (密)

(府の責務)

第三条 府は、<u>温暖化の防止等</u>に関する総合的か つ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する 責務を有する。

(盤) \circ

- g 府は、自らの事務及び事業について、<u>温室効</u> 果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気 の需要の

 平準化並びに

 エネルギーの使用の
 抑 削のために必要な措置を講ずるとともに、府が 所有し、管理し、又は占有する建築物について、 建築物の環境配慮のために必要な措置を講ず るものとする。
- 4 府は、事業者及び府民による温室効果ガスの 排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の 平準化並びに建築物の環境配慮に関する取組 並びに建築主等による建築物の環境配慮に関 する取組の促進を図るため、第一項に規定する 施策に関する情報の提供その他の措置を講ず るよう数めるものとする。

(事業者の責務)

ならない。 その他必要な措置を講ずるよう努めなければ利用並びに環境に配慮した資材、機器等の利用排出の量がより少ないエネルギーの供給及び並びに建築物の環境配慮のため、<u>二酸化炭素の気候変動への適応</u>並びに電気の需要の最適化業活動を行うに際しては、<u>気候変動の緩和及び</u>

- に関する調査に協力する責務を有する。 気候変動への適応並びに電気の需要の最適化 2 事業者は、府が実施する<u>気候変動の緩和</u>及び
- 協力する責務を有する。 応並びに電気の需要の最適化に関する施策に実施する気候変動の緩和及び気候変動への適ほ 前二項に定めるもののほか、事業者は、府が

(建築主等の責務)

ひ・の (器)

(府民の責務)

- 他必要な措置を講ずるよう努めなければなら利用並びに環境に配慮した機器等の利用その排出の量がより少ないエネルギーの供給及び並びに建築物の環境配慮のため、二酸化炭素の気候変動への適応並びに電気の需要の最適化もに、日常生活において、気候変動の緩和及び気の実現の重要性に関する理解を深めるとと第六条 府民は、基本理念にのっとり、脱炭素社
- に関する施策に協力する責務を有する。 電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに ら 前項に定めるもののほか、府民は、府が行う

(建築主の環境配慮義務等)

掷十八殊 (器)

の提供に努めなければならない。 主の理解の促進を図るため、建築主に対し情報 築物のエネルギーの使用の抑制に関する建築 は、建築物の新築等の設計を行う場合には、建 二号)第二条第一項に規定する建築士をいう。) 建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百

 $\overline{\mathbb{C}-\infty}$ (魯)

(建築物環境計画書の作成等)

継十九然 (器)

|一回 (盤)

六 (略) 玉 <u>前条第八項</u>の規定による評価の結果

ひ・の (器)

ない。 他必要な措置を講ずるよう努めなければなら行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資するびに電気の需要の平準化並びに建築物の環境は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並

- 心に関する調査に協力する責務を有する。及び
 人工排熱の抑制並びに電気の需要の
 マ
 事業者は、府が実施する
 温室効果ガスの排出
- に協力する責務を有する。 抑制並びに電気の需要の平準化に関する施策実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の3 前二項に定めるもののほか、事業者は、府が

(建築主等の責務)

措置を講ずるよう努めなければならない。物について、建築物の環境配慮のために適切な者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有和設備等の改修をいう。)をしようとする建築同じ。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等(建築物省エネルギー法第二条第一項の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調系工条、建築主は、その建築等(新築等、建築物

ひ・の (器)

(府民の責務)

るよう努めなければならない。鷹した機器等の購入その他必要な措置を講ずネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、五スの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需第六条 府民は、日常生活において、温室効果ガ

慮に関する施策に協力する責務を有する。 に電気の需要の<u>平準化</u>並びに建築物の環境配温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並び3 前項に定めるもののほか、府民は、府が行う

第十六条 (略)(建築主の環境配慮義務)

27---- (容)

(建築物環境計画書の作成等)

無十九条 (器)

1一回 (盤)

六 (略) 五 前条第七項の規定による評価の結果

ひ・の (泰)

(市町村の条例との調整)

までの規定は、適用しない。 から前条まで及び第四十一条から第四十三条項を除く。)から第二十一条まで、第二十三条定するものの区域については、第十六条(第二市町村であって規則で定めるところにより指事が認める内容を有する条例を制定している例と同等以上の効果が得られるものとして知第二十七条 建築物の環境配慮に関して、この条

供) (エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提

第二十九条 府の区域内にエネルギーを供給す る事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第百 七十号) 第二条第一頃第三号に規定する小売電 気事業者及び同項第九号に規定する一般送配 電事業者 (以下「小売電気事業者等」という。) 並びにガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一 号) 第二条第三項に規定するガス小売事業者及 び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者 に限る。以下「エネルギー供給事業者」という。) は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギ **一源としての再生可能エネルギー源 (再生可能** エネルギー電気の利用の促進に関する特別措 置法 (平成二十三年法律第百八号) 第二条第三 頃に規定する再生可能エネルギー源をいう。) の利用及び電気の需要の<u>最適化</u>に係る情報の 提供に努めなければならない。

(電気需給対策計画書の作成等)

継川十然 (器)

|・|| (盤)

び供給の確保のための対策についての計画三 府の区域内に係る電気の需要の<u>最適化</u>及

回・五 (略)

23 (容)

(電気需給対策報告書の届出)

だし書の場合は、この限りでない。だし書の場合は、この限りでない。なけいなければならない。ただし、前条第一項たを作成し、規則で定める時期までに、知事に届た報告書(以下「電気需給対策報告書」という。)ための対策並びに電気の需絡の実績を記載し行った電気の需要の最適化及び供給の確保のところにより、電気需給対策計画書に基づいて第三十一条 小売電気事業者等は、規則で定める

22 (器)

無川十 日 《 图)

ない自動車の普及の促進第六章 二酸化炭素の排出の量がより少

(電動車の普及に係る責務)

自動車を貸し渡す者(以下「自動車貸渡事業者」第一項の許可を受けて業として有償で自家用法(昭和二十六年法律第百八十三号)第八十条「自動車販売事業者」という。)又は道路運送第三十五条 自動車の販売を業とする者 (以下

(市町村の条例との調整)

い。 三十八条から第四十条までの規定は、適用しな 二十一条まで、第二十三条から前条まで及び第 定するものの区域については、第十六条から第 市町村であって規則で定めるところにより指事が認める内容を有する条例を制定している例と同等以上の効果が得られるものとして知第二十七条 建築物の環境配慮に関して、この条

供) (エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提

第二十九条 府の区域内にエネルギーを供給す る事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第百 七十号) 第二条第一項第三号に規定する小売電 気事業者及び同項第九号に規定する一般送配 電事業者 (以下「小売電気事業者等」という。) 並びにガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一 号) 第二条第三項に規定するガス小売事業者及 び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者 に限る。以下「エネルギー供給事業者」という。) は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギ **一源としての再生可能エネルギー源 (電気事業** 者による再生可能エネルギー電気の調達に関 する特別情置法(平式二十三年法律第百八号) 第二条第四項に規定する再生可能エネルギー 源をいう。) の利用及び電気の需要の<u>平準化</u>に 係る情報の提供に努めなければならない。

(電気需給対策計画書の作成等)

継川十然 (器)

|・|| (盤)

び供給の確保のための対策についての計画三 府の区域内に係る電気の需要の<u>平準化</u>及

回・日 (略)

い (器)

(電気需給対策報告書の届出)

だし書の場合は、この限りでない。 だし書の場合は、この限りでない。 な作成し、規則で定める時期までに、知事に届た報告書(以下「電気需給対策報告書」という。) ための対策並びに電気の需給の実績を記載し 行った電気の需要の平準化及び供給の確保の さころにより、電気需給対策計画書に基づいて 第三十一条 小売電気事業者等は、規則で定める

23 (器)

部川十 日条 (器)

よう努めなければならない。という。)は、電動車を販売し、又は貸し渡す

整備に努めなければならない。 その他の電気自動車等を利用しやすい環境の車等」という。) を充電するための設備の整備車のうち規則で定める自動車 (以下「電気自動車場を設置する者は、当該駐車場において電動

(電動車普及促進計画書の作成等)

届け出なければならない。 載した電動車普及促進計画書を作成し、知事に則で定めるところにより、次に掲げる事項を記る者(以下「特定販売事業者」という。)は、規売の実績が相当程度多い者として規則で定めていない自動車(以下「新車」という。)の販第百八十五号)第四条の規定による登録を受け第三十六条 道路運送車両法(昭和二十六年法律

ては、その代表者の氏名
「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ」

三 電動車の普及の促進のために行う取組

事項 前三号に掲げるもののほか、規則で定める

(電動車普及実績報告書の届出)

知事に届け出なければならない。 瀬報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、 び新車の販売の実績を記載した電動車普及実動車普及促進計画書に基づいて行った取組及販売事業者は、規則で定めるところにより、電第三十七条 前条の規定による届出をした特定

ろにより、その概要を公表するものとする。告書の届出があったときは、規則で定めるとこり 知事は、前項の規定による電動車普及実績報

第七章 気候変動対策に関する啓発等

(教育及び学習の振興等)

を講ずるものとする。 活動及び広報活動の充実その他の必要な措置を採めるため、教育及び学習の振興並びに啓発対策に関し、事業者、建築主等及び府民の理解第三十八条 府は、市町村と連携して、気候変動

(體절母筅)

に関する調査研究を行うものとする。 滅に資する技術の評価その他の気候変動対策第三十九条 府は、温室効果ガスの排出の量の削

(顕彰の実施)

に対し、顕彰を行うものとする。物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者への適応並びに電気の需要の最適化又は建築第四十条 知事は、気候変動の緩和及び気候変動

熊八草 (略)

(報告の徴収)

第六章 温暖化の防止に関する啓発等

(教育及び学習の振興等)

を講ずるものとする。 活動及び広報活動の充実その他の必要な措置を深めるため、教育及び学習の振興並びに啓発防止に関し、事業者、建築主等及び府民の理解第三十五条 府は、市町村と連携して、温暖化の

(體절研究)

する調査研究を行うものとする。資する技術の評価その他の温暖化の防止に関第三十六条 府は、温室効果ガスの排出の抑制に

(顕彰の実施)

た者に対し、顕彰を行うものとする。 建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をし工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化又は第三十七条 知事は、温室効果ガスの排出及び人

紙力脚 (器)

(報告の徴以)

| 一回 (盤)

園 販売事業者 電動車の普及の促進に係る措面 第三十六条の規定による届出をした特定

(種和)

第四十二条 知事は、第九条第一項、第十条第二 頃若しくは第十一条第一頃、第十七条第一頃、 第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一 頃、第二十条第一頃、第二十三条第一頃若しく は第二十四条第一頃、第三十条第一頃若しくは 第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは 第三十四条第一項又は第三十六条若しくは第 三十七条第一項の規定による届出をすべき者 が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは 虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条第一項 若しくは第二項の規定による表示をすべき者 が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建 築物環境性能表示基準に適合しない表示をし たときは、その者に対し、相当の期限を定めて、 **必要な措置を購ずべきことを勧告することが** できる。

(事務処理の特例)

| —|1| (盤)

- に張る。) る事務(同条第二号に定める措置に係るもの四 第四十一条の報告及び資料の徴収に関す
- 六 (略) 務(第一号に掲げる事務に係るものに限る。) 五 第四十二条の規定による勧告に関する事

 | — 回 (略) | <u>| 無川十六条</u> (略)

(14年)

よることができる。 限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告 い表示をしたときは、その者に対し、相当の期 若しくは建築物環境性能表示基準に適合しな 示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をしなず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二年の規定による表 なすべき者が、正当な理由なく当該届出をしたまる。 第三十一条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による表 は第二十四条第一項、第二十年第一項をはによる は第二十条第一項、第二十二条第一項若しくは 第十八条第一項を出一十二条第一項若しくは 第十八条第一項を出一十二条第一項をしては 第十八条第一項を出一字第二項、第十九条第一項 「第十十二条第一項を第一項、第十十条第一項

(事務処理の特例)

| —|1| (盤)

- に張る。) る事務 (同条第二号に定める措置に係るもの四 第三十八条の報告及び資料の徴収に関す
- 六 (略) 務(第一号に掲げる事務に係るものに限る。) 五 第三十九条の規定による勧告に関する事

5/1/1

(大阪府気候変動対策の推進に関する条例の一部改正)

示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で第二条 大阪府気候変動対策の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

以上的 数用额	数 日 温
第六章 二酸化炭素の排出の量がより少ない第三章—第五章 (略) 第三章—第五章 (略) 要の最適化(第七条—第十四条) び気候変動への適応並びに電気の需第二章 事業活動における気候変動の緩和及第一章 (略)	第三章—第五章 (略) 需要の <u>平準化</u> (第七条—第十四条) 出及び人工排熱の抑制並びに電気の第二章 事業活動における <u>温室効果ガスの排第一章</u> (略)
附則 第七章―第九章 (略) の二―第三十四条の七) 「エネルギーの供給の拡大(第三十四条	附則第六章——第八章 (略)

| — 五 (略) 第二条 (略) (定義)

売電気事業者を含む。)をいう。 二号)附則第二条第二項に規定するみなし小部を改正する法律(平成二十六年法律第七十規定する小売電気事業者(電気事業法等の一九年法律第百七十号)第二条第一項第三号に十二 小売電気事業者 電気事業法(昭和三十

電気の需要の最適化 和及び気候変動への適応並びに第三章 事業活動における気候変動の緩

(気候変動対策指針の策定)

- 対策指針」という。) を定めるものとする。に必要な事項についての指針 (以下「気候変動電気の需要の最適化に関する取組を行うため気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに第七条 知事は、事業者がその事業活動における
- のとする。らの事情の変動に応じて必要な改定をするもその他の事情を勘案して定めるものとし、これ2 気候変動対策指針は、科学的知見、技術水準
- したときは、これを公表するものとする。3 知事は、気候変動対策指針を定め、又は改定

広並びに電気の需要の最適化義務)(事業者の気候変動の緩和及び気候変動への適

ずるよう努めなければならない。 電気の需要の<u>最適化</u>のための適切な措置を講気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに第八条 事業者は、<u>気候変動対策指針</u>に基づき、

23 (器)

(対策計画書の作成等)

ばならない。した対策計画書を作成し、知事に届け出なけれる動対策指針に基づき、次に掲げる事項を記載いう。)は、規則で定めるところにより、気候として規則で定める者(以下「特定事業者」と第九条 エネルギーの使用量が相当程度多い者

| —||| (盤)

- ための対策 交動への適応並びに電気の需要の最適化の 軍業活動に係る気候変動の緩和及び気候
- <u>の削減</u>に関する目標 五 事業活動に係る温室効果ガスの排出の<u>量</u>
- 認める事項大前各号に掲げるもののほか、知事が必要と
- ころにより、気候変動対策指針に基づき、単独2 特定事業者以外の事業者は、規則で定めると

(治義)

継川ペ (器)

| 一日 (密)

<u>さとをいう。</u> を大気中に排出し、放出し、又は漏出させる 大 人工排熱 人の活動に伴って発生する熱

<u>ことをいう。</u> <u>抑制することにより、その変動を縮小させるする季節又は時間帯における電気の需要を増入は時間帯における電気の需要を担くの需要の平準化 電気の需要が増大</u>

<----------------------(と)

に電気の需要の<u>平準化の排出</u>及び人工排熱の抑制並び第二章 事業活動における<u>温室効果ガス</u>

(温暖化対策指針の策定)

- いう。) を定めるものとする。切うの) を定めるものとする。項についての指針(以下「温暖化対策指針」とに電気の需要の<u>平準化</u>を行うために必要な事温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並び第七条 知事は、事業者がその事業活動における
- とする。の事情の変動に応じて必要な改定をするものの事情の変動に応じて必要な改定をするもの他の事情を勘案して定めるものとし、これら2 温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準そ
- たときは、これを公表するものとする。3 知事は、<u>温暖化対策指針</u>を定め、又は改定し

抑制並びに電気の需要の平準化義務) (事業者の温室効果ガスの排出及び人工排熱の

するよう努めなければならない。電気の需要の平準化のための適切な措置を講室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに第八条 事業者は、温暖化対策指針に基づき、温井背道では言意の言意の言意では清承。

23 (器)

(対策計画書の作成等)

ならない。 則で定める期間ごとに、知事に届け出なければ掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、規いう。)は、規則で定めるところにより、次にとして規則で定める者(以下「特定事業者」と第九条 エネルギーの使用量が相当程度多い者

| --|1| (盤)

- っための対策 人工排熱の抑制並びに電気の需要の<u>平準化</u>回 事業活動に係る<u>温室効果ガスの排出</u>及び
- 削に関する目標 工 事業活動に係る温室効果ガスの排出の<u>机</u>
- 事項
 大
 前各号に掲げるもののほか、規則で定める

- ができる。 した対策計画書を作成し、知事に届け出ることで又は共同して前項各号に掲げる事項を記載
- により届け出たものとみなす。
 あったときは、当該対策計画書は、前項の規定項第四号の対策を引き続き講ずる旨の申出が当該事業者から、届け出た対策計画書に従い同た後に特定事業者でなくなった場合において、
 関 特定事業者が第一項の規定による届出をし
- る。るところにより、その概要を公表するものとするところにより、その概要を公表するものとすの事業者が希望しない場合を除き、規則で定め計画書の届出があったときは、特定事業者以外、知事は、第一項又は第二項の規定による対策
- 対策を講ずるものとする。 〈の適応並びに電気の需要の最適化のための 策計画書に従い、気候変動の緩和及び気候変動は、第一項又は第二項の規定により届け出た対 した事業者(以下「特定事業者等」という。) 特定事業者又は第二項の規定による届出を

(対策計画書の変更等の届出)

- り、その旨を知事に届け出なければならない。
 変更があったときは、規則で定めるところによがあったとき又は同項第二号に掲げる事項にのうち、氏名若しくは名称若しくは住所に変更出をした者は、同条第一項第一号に掲げる事項第十条 前条第一項叉は第二項の規定による届
- ては、この限りでない。 を被な変更その他の規則で定める変更についけ出なければならない。ただし、規則で定めるるところにより、選やかに、その旨を知事に届出した当該事業を再開したときは、規則で定め 大事業を廃止し、若しくは休止し、若しくは休 協第三号から第五号までに掲げる事項に記載され 画第三号から第五号までに掲げる事項に記載され 前条第一項の規定による届出をした者は、同
- 事業を廃止したとき」と読み替えるものとすあったとき又は当該対策計画書に記載された当該事業を再開したとき」とあるのは「変更がを廃止し、若しくは休止し、若しくは休止したとき又は当該対策計画書に記載された事業るのは「同条第一項第三号」と、「変更があっるのは「前条第二項」と、「同項第三号」とあるのは「前条第二項」と、「前条第一項」とあるした特定事業者以外の事業者について準用。 前の規定は、前条第二項の規定による届出
- るものに限る。) について準用する。げる事項の変更又は休止した事業の再開に係る届出(前条第一項第三号から第五号までに掲項において準用する場合を含む。) の規定によす 前条第四項及び第五項の規定は、第二項(前

(実績報告書の届出)

基づいて行った気候変動の緩和及び気候変動あっては変更後の対策計画書。以下同じ。) に五号までに掲げる事項に変更があった場合により、対策計画書 (第九条第一項第三号から第第十一条 特定事業者は、規則で定めるところに

- その概要を公表するものとする。 があったときは、規則で定めるところにより、 り 知事は、前項の規定による対策計画書の届出
- めの対策を講ずるものとする。 工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のた対策計画書に従い、温室効果ガスの排出及び人関、特定事業者は、第一項の規定により届け出た

(対策計画書の変更の届出)

- なければならない。 で定めるところにより、その旨を知事に届け出くは名称<u>又は</u>住所に変更があったときは、規則は、同項第一号に掲げる事項のうち、氏名若し第十条 前条第一項の規定による届出をした者
- この限りでない。な変更その他の規則で定める変更については、なければならない。ただし、規則で定める軽微成し、規則で定める時期までに、知事に届け出に掲げる事項を記載した変更対策計画書を作ときは、規則で定めるところにより、同項各号項第三号に掲げる事項の変更をしようとする」 前条第一項の規定による届出をした者は、同

による届出について準用する。 | 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定

(実績報告書の届出)

結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定抑制並びに電気の需要の平準化に係る対策のて行った温室効果ガスの排出及び人工排熱のより、対策計画書又は変更対策計画書に基づい第十一条 特定事業者は、規則で定めるところに

らない。 で定める年度ごとに、知事に届け出なければな策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則 への適応並びに電気の需要の最適化に係る対

- 付らない。 別で定める年度ごとに、知事に届け出なければ対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規動への適応並びに電気の需要の最適化に係るに基づいて行った気候変動の緩和及び気候変者は、規則で定めるところにより、対策計画書
- より、その概要を公表するものとする。 希望しない場合を除き、規則で定めるところに出があったときは、特定事業者以外の事業者が り 知事は、前二項の規定による実績報告書の届

(対策計画書等の評価)

- 準に基づき、それぞれ評価を行うものとする。の結果について、気候変動対策指針に定める基の適応並びに電気の需要の最適化に係る対策げる事項又は気候変動の緩和及び気候変動へ職された第九条第一項第四号及び第五号に掲開出のあった対策計画書又は実績報告書に記第十二条 知事は、規則で定めるところにより、
- 結果を公表するものとする。除き、規則で定めるところにより、当該評価の業者以外の事業者が公表を希望しない場合を果を特定事業者等に通知するとともに、特定事と 知事は、前項の評価を行ったときは、その結

(指導及び助言)

うことができる。 実績報告書の内容について、指導又は助言を行は、当該特定事業者等に対し、対策計画書又は 最適化を図るために必要があると認めるとき 和及び気候変動への適応並びに電気の需要の第十三条 知事は、特定事業者等が気候変動の緩

(立入調査等)

- ずるための技術的な助言を行うものとする。用の抑制に資する行動その他必要な措置を講は、当該<u>特定事業者等に対し、エネルギーの使最適化を図るために必要があると認めるとき利及び気候変動への適応並びに電気の需要の第十四条 知事は、特定事業者等が気候変動の緩</u>
- させることができる。 類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問適化のための対策の実施状況若しくは施設、書及び気候変動への適応並びに電気の需要の最定事業者の事業所に立ち入り、気候変動の緩和の実施に必要な限度において、その職員に、特別 知事は、第八条から前条まで及び前項の規定

の (器)

供) (エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提

い。める年度ごとに、知事に届け出なければならな

その概要を公表するものとする。があったときは、規則で定めるところにより、引 知事は、前項の規定による実績報告書の届出

(対策計画書等の評価)

- 基づき、それぞれ評価を行うものとする。結果について、温暖化対策指針に定める基準に抑制並びに電気の需要の<u>平準化</u>に係る対策の事項又は温室効果ガスの排出及び人工排熱のれた第九条第一項第四号及び第五号に掲げる 規定による届出のあった実績報告書に記載さ出回あった変更対策計画書又は前条第一項の 計画書者しくは第十条第二項の規定による届出のあった支票
- <u>について</u>公表するものとする。 めるところにより、当該評価の結果が優良な者 果を特定事業者に通知するとともに、規則で定 2 知事は、前項の評価を行ったときは、その結

(指導及び助言)

いて、指導又は助言を行うことができる。は変更対策計画書又は実績報告書の内容につは、当該特定事業者に対し、対策計画書若しく平準化を図るために必要があると認めるとき掛出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の第十三条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの

(立入調査等)

- うものとする。 るための技術的な助言をの他必要な支援を行の抑制に資する行動をの他必要な措置を講ずは、当該特定事業者に対し、エネルギーの使用平準化を図るために必要があると認めるとき掛出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の第十四条 知事は、特定事業者が<u>温室効果ガスの</u>
- 問させることができる。書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質事類その他の物件を調査させ、又は関係者に質平準化のための対策の実施状況若しくは施設、排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の定事業者の事業所に立ち入り、温室効果ガスのの実施に必要な限度において、その職員に、特2 知事は、第八条から前条まで及び前項の規定

の (盤)

供) (エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提

提供に努めなければならない。 の利用及び電気の需要の最適化に係る情報の別用及び電気の需要の最適化に係る情報の間法(平成二十三年法律第百八号)第二条第三二条ルギー電気の利用の促進に関する特別指は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギーの使用の抑制、電気のエネルギーは、年業法(昭和二十九年法律第五十一号)第 ス第二項に規定するガス小売事業者及び同び下「小売電気事業者等」という。)並びに対するがス小売電気ま者とび同名ままは、単業者(小売電気事業者等)という。)並びに第二十九条、府の区域内にエネルギーを供給する世際は

継川十 目 徐 (略)

ないエネルギーの供給の拡大第六章 二酸化炭素の排出の量がより少

という。) を定めるものとする。 到(以下「再生可能エネルギー等供給拡大指針」 る取組を行うために必要な事項についての指 能エネルギー」という。) の供給の拡大に関するって規則で定めるエネルギー (以下「再生可位当たりの温室効果ガスの量の低減及び二酸高気事業者」という。) がその事業活動におけず (知事が定めるものに限る。以下「特定小売法・一、小売供給」という。) を行う小売電気事業 活第二条第一項第一号に規定する小売供給(以 第三十四条の二 知事は、府の区域内に電気事業 (再生可能エネルギー等供給拡大指針の策定)

- な改定をするものとする。 るものとし、これらの事情の変動に応じて必要的知見、技術水準その他の事情を勘案して定める 再生可能エネルギー等供給拡大指針は、科学
- ものとする。 を定め、又は改定したときは、これを公表する 3 知事は、再生可能エネルギー等供給拡大指針

等) (再生可能エネルギー等供給拡大計画書の作成)

| 和ばならない。 | 和書」という。)| を作成し、知事に届け出なけ画書(以下「再生可能エネルギー等供給拡大計可能エネルギーの供給の拡大に関する対策計位当たりの温室効果ガスの量の低減及び再生た小売供給を行う電気に係る規則で定める単絡拡大指針に基づき、次に掲げる事項を記載し、第三十四条の三|| 特定小売電気事業者は、規則で

- ては、その代表者の氏名
 「 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ
- 別の排出及び再生可能エネルギーの供給の状プーが完供給を行う電気に係る温室効果ガス

第二十九条 府の区域内にエネルギーを供給す る事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第百 七十号) 第二条第一頃第三号に規定する小売電 気事業者及び同頃第九号に規定する一般送配 電事業者 (以下「小売電気事業者等」という。) 並びにガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一 号) 第二条第三項に規定するガス小売事業者及 び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者 に限る。以下「エネルギー供給事業者」という。) は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギ **一原としての再生可能エネルギー原 (再生可能** エネルギー電気の利用の促進に関する特別措 置法 (平成二十三年法律第百八号) 第二条第三 頃に規定する再生可能エネルギー源をいう。) の利用及び電気の需要の最適化に係る情報の 提供に努めなければならない。

継川十 目 殊 (器)

- により達式すべき目標るための対策についての計画及び当該対策単位当たりの温室効果ガスの量の低減を図三 小売供給を行う電気に係る規則で定める
- | 該対策により達成すべき目標| | 大を図るための対策についての計画及び当| | 再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡| | 団| 小売供給を行う電気の供給の量に対する
- 認める事項 一前各号に掲げるもののほか、知事が必要と
- 表するものとする。
 は、規則で定めるところにより、その概要を公り
 列事は、前項の規定による届出があったとき
- めの対策を講ずるものとする。 び再生可能エネルギーの供給の拡大を図るためる単位当たりの温室効果ガスの量の低減及書に従い、小売供給を行う電気に係る規則で定届け出た再生可能エネルギー等供給拡大計画< 特定小売電気事業者は、第一項の規定により

等の届出) 「再生可能エネルギー等供給拡大計画書の変更」

- 事に届け出なければならない。
 きは、規則で定めるところにより、その旨を知氏名若しくは名称又は住所に変更があったとをした者は、同項第一号に掲げる事項のうち、第三十四条の四 前条第一項の規定による届出
- 認める場合にあっては、この限りでない。ならない。ただし、知事が軽微な変更であるとり、速やかに、その旨を知事に届け出なければを再開したときは、規則で定めるところによ休止したとき、若しくは休止した当該小売供給者しくは府の区域内に小売供給を行うことをがあったとき、又は小売供給の事業を廃止し、国第三号若しくは第四号に掲げる事項に変更は、前の場所による届出をした者は、同
- に孫ろものに限る。) について準用する。に掲げる事項の変更又は休止した事業の再開による届出(前条第一項第三号若しくは第四号問条第二項及び第三項の規定は、前項の規定

付いない。 別で定める年度ごとに、知事に届け出なければ 「等供給実績報告書」という。) を作成し、規 に載した実績報告書 (以下「再生可能エネルギー・チルギーの供給の拡大に係る対策の結果を たりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能 抵供給を行う電気に係る規則で定める単位当 拡大計画書。以下同じ。) に基づいて行った小 がっては変更後の再生可能エネルギー等供給 は第四号に掲げる事項に変更があった場合に は第四号に掲げる事項に変更があった場合に は第四号に掲げる事項に変更があった場合に は第四子に見い、再生可能エネルギー等供 第三十四条の五 特定小売電気事業者は、規則で (再生可能エネルギー等供給実績報告書の届出)

ものとする。 則で定めるところにより、その概要を公表する 「等供給実績報告書の届出があったときは、規 り 知事は、前項の規定による再生可能エネルギ <u>(再生可能エネルギー等供給拡大計画書等の評</u>

大に発しないできるとする。 ギー等供給拡大指針に定める基準に基づき、そ 大に係る対策の結果について、再生可能エネリー 量の低減及び再生可能エネルギーの供給の抗 る規則で定める単位あたりの温室効果ガスの みに掲げる事項又は小売供給を行う電気に廃 された第三十四条の三第一項第三号及び第四 再生可能エネルギー等供給実績報告書に記載 専スは前条第一項の規定による届出のあった より、第三十四条の三第一項の規定による届出 出し、第三十四条の三第一項の規定による届出 出しまれた。

優良な者について公表するものとする。規則で定めるところにより、当該評価の結果が果を特定小売電気事業者に通知するとともに、3 知事は、前項の評価を行ったときは、その結

(指導及び助言)

○いて、指導又は助言を行うことができる。 生可能エネルギー等供給実績報告書の内容に再生可能エネルギー等供給拡大計画書又は再めるときは、当該特定小売電気事業者に対し、 一の供給の拡大を図るために必要があると認 三酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギ第三十四条の七知事は、特定小売電気事業者が

継力ቝ (器)

第三十 日条 (略)

(自動車の環境情報の説明等)

いう。) について表示し、又は説明しなければ規則で定める事項(以下「自動車環境情報」と対し、販売する新車に係る燃料の種別その他の下「新車」という。) を購入しようとする者に条の規定による登録を受けていない自動車(以車両法(昭和二十六年法律第百八十五号) 第四第三十五条の二 自動車販売事業者は、道路運送

ならない。 環境情報について表示し、又は説明しなければとする者に対し、貸し渡す自動車に係る自動車20 自動車貸渡事業者は、自動車を借り受けよう

(電動車普及促進計画書の作成等)

い。 画書を作成し、知事に届け出なければならな次に掲げる事項を記載した電動車普及促進計者」という。)は、規則で定めるところにより、者として規則で定める者(以下「特定販売事業第三十六条 新車の販売の実績が相当程度多い

1一回 (盤)

<u>第八章・第九章</u> (略)

(報告の徴以)

継代神 (器)

第三十五条 (略)

(電動車普及促進計画書の作成等)

届け出なければならない。載した電動車普及促進計画書を作成し、知事に動した定めるところにより、次に掲げる事項を記る者(以下「特定販売事業者」という。)は、規売の実績が相当程度多い者として規則で定めていない自動車(以下「新車」という。)の販第百八十五号)第四条の規定による登録を受け第三十六条 道路運送車両法(昭和二十六年法律

1一回 (盤)

<u> 第七章 • 第八章 (略)</u>

(報告の徴収)

継回十一条 (器)

係る措置変動への適応並びに電気の需要の最適化に一 特定事業者等 気候変動の緩和及び気候

ギーの供給の拡大に関する対策に係る措置 室効果ガスの量の低減及び再生可能エネル う電気に係る規則で定める単位当たりの温 をした特定小売電気事業者 小売供給を行 第三十四条の三第一項の規定による届出

(器)

(郵卸)

第四十二条 知事は、第九条第一項、第十条第二 頃若しくは第十一条第一項、第十七条第一項、 第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一 頃、第二十条第一頃、第二十三条第一頃若しく は第二十四条第一項、第三十条第一項若しくは 第三十一条第一頃、第三十三条第一頃若しくは 第三十四条第一項、第三十四条の三第一項、第 三十四条の四第二項若しくは第三十四条の五 第一項又は第三十六条若しくは第三十七条第 一項の規定による届出をすべき者が、正当な理 由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出を したとき、又は第二十一条第一項若しくは第二 項の規定による表示をすべき者が、表示をせ ず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能 表示基準に適合しない表示をしたときは、その 者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を 溝ずべきことを勧告することができる。

継回十一条 (器)

告置 熱の抑制並びに電気の需要の<u>平準化</u>に係る 定事業者 温室効果ガスの排出及び人工排 | 第九条第一項の規定による届出をした特

<u>用</u> (器)

(亜融)

第四十二条 知事は、第九条第一項、第十条第二 頃若しくは第十一条第一項、第十七条第一項、 第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一 頃、第二十条第一頃、第二十三条第一頃若しく は第二十四条第一項、第三十条第一項若しくは 第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは 第三十四条第一項又は第三十六条若しくは第 三十七条第一頃の規定による届出をすべき者 が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは 虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条第一項 若しくは第二項の規定による表示をすべき者 が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建 築物環境性能表示基準に適合しない表示をし たときは、その者に対し、相当の財限を定めて、 必要な措置を講ずべきことを勧告することが でもる。

温宝

(福行財日)

月一日から施行する。日、この条例中、第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は令和五年四日

(陸過指層)

- ては、なお従前の例による。れた対策計画書又は変更対策計画書に係る実績報告書の届出がされる場合につい策計画書に係る実績報告書の届出がされる場合について適用し、同日前に届出がさ条例」という。)第十一条の規定は、第二条の規定の施行の日以後に届出がされる対2 第二条の規定による改正後の大阪府気候変動対策の推進に関する条例(以下「新
- については、なお従前の例による。がされた対策計画書又は変更対策計画書に係るものに限る。)の届出がされる場合若しくは実績報告書の届出がされた場合又は同日以後に実績報告書(同日前に届出の届出がされる場合について適用し、同日前に対策計画書若しくは変更対策計画書計画書又は実績報告書(同日以後に届出がされる対策計画書に係るものに限る。)新条例第十二条から第十四条までの規定は、第二条の規定の施行の日以後に対策